

令和7年5月 26 日
参考資料

住民監査請求の監査結果について

(県費負担教職員に支払われた給与等に関する件)

県民から、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求があり、同条第5項の規定に基づき監査を行い、請求人の主張には理由がないと認め、棄却することとし、請求人に対して別紙2のとおり通知しましたので、お知らせします。

1 請求書を受理した日

令和7年4月3日

2 請求人

(略)

3 監査結果の決定日

令和7年5月23日

4 監査結果の概要等

監査結果の概要は別紙1、請求人に通知した文書は別紙2のとおり

(請求人の氏名及び住所並びに個人に関する情報は省略している。)

5 備考

請求人へ監査結果通知が到達したことを確認できた後に発表するため、監査結果の決定日と発表日が異なります。

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 村上 電話 045-285-5053

副課長 新井 電話 045-285-5054

住民監査請求の結果の概要

(県費負担教職員に支払われた給与等に関する件)

<住民監査請求の概要（請求人の主張）>

座間市立相模野小学校（以下「相模野小学校」という。）長は、神奈川県教育委員会が規定する国際学級設置基準に違反して、入級に関する同意を保護者から得ていない児童を含めて、在籍児童数を過剰に申請しているため、同校における令和6年度の国際学級の設置は違法又は不当なものであった。

そのため、同校に配置された国際学級の指導を担当するための、県費負担教職員に対する給与等の支払は違法又は不当な支出である。

また、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所（以下「県央教育事務所」という。）長は、上記の行為について適切な対応を行わず、違法又は不当な支出を看過していた。

1 監査の結果

令和7年4月3日に受理した住民監査請求について、令和7年5月23日、監査委員の合議により、本件監査請求には理由がないと認め、請求を棄却した。

2 判断の理由（要旨）（別紙2 P12～P14）

小学校における教職員の配置は、県教育委員会から各市町村教育委員会に対する教職員定数の配当手続を経て決定される。各学校が集計した児童数、学級数が、各市町村教育委員会から神奈川県教育委員会教育局の4教育事務所を通じて神奈川県教育委員会教育局行政部教職員人事課（以下「教職員人事課」という。）に報告され、教職員人事課は報告された数字を集計し、必要な教職員定数を算定し、各市町村教育委員会に教職員定数を配当する。

国際教室担当教員の配当については、客観的な指標に基づき入級の判断がなされ、特別的教育課程を組み、実施計画・個別の指導計画により教育を受けている者の人数を各学校から報告させており、その入級の判断の際に保護者の同意は要件としていない。

令和6年度の配当手続に当たり、相模野小学校長は5人の外国籍児童について日本語指導が必要であると判断し、座間市教育委員会に報告した。座間市教育委員会から県央教育事務所を通じて報告を受けた教職員人事課においては、教職員定数配当方針の基準（日本語指導が必要な外国籍児童が5人以上在籍する学校に1人配当）を満たしていることから、相模野小学校の教職員定数に国際教室担当教員1人を含めて本配当することとした。

請求人は、相模野小学校長が入級の判断をする際に、児童のうち1名の保護者から、国際教室への入級に関する同意を得ていなかったことをもって、日本語指導が必要な外国籍児童数が過剰に数えられているとし、相模野小学校長の報告やそれに伴う国際教室担当教員の配当について違法又は不当であると主張している。

しかし、日本語指導の対象とすることが適当な児童の判断は学校長の責任の下で行うこととされており、県教育委員会としても、国際教室への入級判断の際に保護者の同意は要件としていないことから、相模野小学校長の報告が違法又は不当であったとは言えない。

また、教職員人事課が教職員定数の配当を判断する際には、教職員定数配当方針の基準を満たしているかの確認を行っているが、日本語指導の対象とすることが適当な児童の判断は学校長の責任の下で行うことから、配当の手続が違法又は不当であったとは言えない。

したがって、相模野小学校に国際教室担当教員が配当されたことが違法又は不当であったとは認められない。

また、令和6年度の相模野小学校の国際教室担当教員に生じた給与等は合計4,596,177円である。これは、教職員定数配当方針の基準を満たして配置され、勤務実態も確認された国際教室担当教員に対して支払われたものであり、違法又は不当な公金の支出とは認められない。

なお、文部科学省は日本語指導に係る授業時数は年間10単位時間から280単位時間までを標準とすることとしており、県教育委員会は、これに準じている。

相模野小学校における日本語指導に係る1週当たりの授業時数は、常勤職員が担当していた期間においては22単位時間、会計年度任用職員が担当していた期間においては19単位時間となっており、文部科学省が標準としている単位時間数と比較して不適切な運用があったとは言えない。

よって、相模野小学校に配置された国際教室担当教員に対する給与等の支払は、違法又は不当な公金の支出とは認められないことから、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる行為には該当せず、本件監査請求には理由がない。

監 第 1037 号
令和 7 年 5 月 23 日

請求人 (略) 様

神奈川県監査委員	大	竹	准	一
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	加	藤	元	弥
同	青	山	圭	一

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和 7 年 4 月 3 日に受理した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第 1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第 2 請求の内容

1 請求人から提出された令和 7 年 4 月 3 日付け神奈川県職員措置請求書（以下「請求書」という。）の内容

（原則、内容は原文のまま。）

1. 請求対象者

座間市立相模野小学校長 田中恵子及び神奈川県県央教育事務所長。

2. 違法又は不当行為

田中恵子は令和 6 年 4 月より現在まで相模野小学校長である。

そして、同校に神奈川県教育委員会で規定する、国際学級設置基準に違反して在籍児童数を過剰に申請し、同校に令和 6 年 4 月より令和 7 年 3 月まで開設しつづけた。

その為、同校に配置されるべきでない国際学級担当教員（県費負担教員）を配置させ、担当教員の 1 年間分の不正支出を神奈川県に行なった。

また更に座間市教育委員会は国際学級設置が正しく行なわれているかを指導監督する立場であるが、その違法行為を看過し、国際学級を設置しつづけ、担当教員の給与・賞与等の不当な支出を行った。そして、座間市長はその給与・賞与等相当額を受領した。

そして請求者は上記不当開設の事実を令和 7 年 2 月に、県央事務所に対し、適正な

対処を行うよう何度も要望したが、不当行為について精査せず少なくとも令和7年2月・3月分担当教員への不正支出を、神奈川にしいさせた。

3. 請求措置

- ① 田中恵子及び座間市教育長並びに座間市長並びに県央事務所長は国際学級担当に対して支払われた給与・賞与・手当等の令和6年4月より令和7年3月分までの全額を連帯して、神奈川県に返金せよ。
- ② 本件の不当事が起きた誘因は、神奈川県教育委員会が規定する国際学級設置基準が、非常に不適切な為である。そこで県教委が適切な運用基準に改訂することを要請する。
- ③ なお上記3-①の金員については、担当教員が途中で交替しているが、詳細は給与担当からの確認を要請するが、概略で300万円以上である。

2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

3 請求人から提出された事実を証する書面

請求書2頁以降に、請求人が聞知した内容が記載されている。

第3 請求の受理

本件監査請求は、実際に受け付けた令和7年4月3日付けをもって受理した。

第4 監査の実施

1 請求人からの証拠の提出及び陳述

(1) 証拠の提出

請求人から、令和7年4月22日に次の証拠が追加提出された。

- ・ 「神奈川県職員措置請求書2」と冒頭に記載された書面
- ・ 「4 令和4年度 特別支援学級総括表」と冒頭に記載された書面

(2) 陳述の内容

請求人は、令和7年4月22日13時41分から神奈川県庁（以下「県庁」という。）新庁舎3階の第2監査室において、監査委員に対して陳述を行った。

陳述の内容は次のとおりであった（原則、内容は発言のまま。）。

今回ですね、特に（略）ですけれども、座間市の中で国際教室というのがあるんですけれども、その教室の運用について違法・不適切な事項があったということでの監査請求になります。

それで、ただ、授業の内容等については県央事務所、私のところは厚木が管轄なん

ですけれども、そちらの方にも実態調査をしているので、それを確認したところ簡単に言うと、実態調査がきちんとされていなかったために、違法行為が見逃されたという事実です。

この事実については、今回は特に座間市立の相模野小学校なんですけれども、県の規定では、学級開設には最低5人の児童生徒が必要という規定なんです。それで、名簿上は5人載っているんですけれども、学校関係者等に聞いたところ、1名は完全に来ていないと。

これについては、座間市の教育委員会の支援課長、それから指導課長のほうも、教育指導課長というのが正式名称なんですけれども、2月の終わり、1月の終わりから2月にかけて当該学校長と面談をして確認しているということなんです。

どういう事実かと言いますと、籍は外国人、今度あの5名の名簿がもし提出されればそれが分かるんですけれども、5名の中でも特に（略）年生（略）さんという、アルファベットで書いてあるので（略）さんという（略）籍ということなんですけれども、籍は外国籍ですけれども、親御さんは小さいうちから生活しているので特に日本語には苦労していないので、国際級は希望しないということだったということなんです。（略）年生の時から既に。

ところが、親御さんの希望が無い、本人の希望も無いのに、名簿だけには外国籍という形で載せて、5人の外国籍を作って捏造したという形です。

それで、お子さんについても授業はほとんど全くしてないっていうことは指導課長が確認をして、私も確認しました。

ですので、指導は、実際のお子さんの指導はしていない。それから親御さんは、了解をしていないというのにもかかわらず、5名の名簿に入れていたという事実です。

それで、県の方に、県央事務所ですけれども、確認しましたらば、毎年学校抽出でやっているんですけれども、適切にやっているので適切だと言うんですね。

これが1月の終わりから2月の初めに、県央事務所によって、県央事務所が座間市に照会をして、座間市では全体の学校を調査した中で相模野小から不適切なことがあったということで、修正の申告があったそうなんですけれども、その修正の申告も書類だけなんです。要するに、5名の名簿があると。で、実態調査は県央では行わないということなんです。

ですので、書類上はあるからいいという判断を事務所の副所長、菅沼副所長が明言をされました。

それで、これは私の個人的な感想なんですけれども、自分たちのミスを隠すために実態調査をちゃんと行わないのではないかと。はい。というふうに思っている次第です。

それで学校長はですね、担当の国際級の担任に対して、その後調査があったために、指導時間数いわゆる教員の指導時間数とか子供の時間数を調整し直して、出したということなんです。

ですので、もう書類そのものが1月の終わりから2月に出されたものが捏造されて、県央事務所では3月の中旬に受け取ったと言っています。

ただ、先ほどお話ししたように、その事実については座間市の就学支援の課長、それから指導課長がそれぞれ確認しているっていうことは事実で、両課長に私はどうして直さないんだと、それからお子さんの指導がされていないのであれば、指導課長はお子さんの指導なんだから指導を回復する、きちんと授業をやるといったことはしないのかと問いただしたならば、していないという回答でした。基本的には。

それで、この担当の方が6月までは常勤の方で、7月から（略）臨時の方が入っているんですけれども、正規の方ですと年齢によって給料が違うんですけれども、500万前後の給与を不正に座間市が受け取っているという事実ですね。

それを、県央事務所ではきちんと実態調査をしないで、それを黙認する容認するという立場なので、両方のいわゆる学校長と県央事務所の責任は大きいというふうに思っています。

先ほどでました座間市の指導課長等については、これは教職の仕組みなんですけれども、学校の教員は県費負担職員という形で県と市両方からの管轄権があるんですね。

座間市の課長等については座間市の管轄下なので、県が直接の監督権は無いという状況です。

ですので、今回はその学校長の責任の所在を明らかにして、それから教育事務所の方も責任をそのまま放置しないで行ってほしいというのがまず第1の基本的な要望です。

ただ、これが行われた原因のおおもとは、県の教育庁の組織というか、この制度設計が悪いということはお話しました。

というのは、国際級については国の基準で18人、最低ですね、児童生徒18人に対して教員を配置するという形で加配教員と言っています。加えるの配当の配です。

正規の1年1組・1年2組というところが学校長に、これは定数教員なんですけれども、それに対して加配という形で行うんですけれども、加配は少人数指導だとかTTとか幾つかあるんですけれども、その中の1つが国際級指導です。

国際級指導に対しては児童生徒18人に1人という規定なのに、神奈川県では5人に1人という規定になっているので、非常に緩やかなんですね。

緩やかということは、これは国の方では加配教員、例えば神奈川県に分けて配るものではないんですね。

そのTTとかいろいろあって、合計例えば100人っていう形で神奈川県に、配当してくるので、その100人をどう使うかは神奈川県の教育委員会の行える事項になっているんですけれども、ただ国際級に、単純に比べて国の18人対5ということは3.6倍使うわけなんですね。

そうすると他の加配教員が、いわゆるTTとかっていう教員をそちらに回す仕組みなんですけれども、県職員の人事の主幹をされている島田さんという方に、どうしてそういう制度なのかということを確認しましたところ、当然、県では別予算で組んでいるっていう認識だったんですね。

人事課の方に確認したら別予算ではなくて、先ほど言ったように国から配当され

たものを流用していると。流用については国は認めていますけれども、あまりにそちらに流用すると他のが使えないんじゃないかということは、だから制度設計そのものがおかしいということはお話ししました。

それで、ですので、これは今回の件とは付随事項なんですけれども、国際教育にそうやって力を入れたいのであれば県に対して別予算で行うか、もしくは18人が5人ってというのは少なすぎるので、もう少し数を上げ下げするかっていうのは良いかと思います。

座間市の先ほど出ました就学支援の課長さんに、1人学校に加配が来るとして国際級とT Tとどっちがいいか、当然T Tだって言うんですね。

というのは、国際級はもう国際というので、用途っていうのもおかしいんですけれども、内容が決められてしまうんです。ところが、T Tだと学校長裁量でいろんな使い方ができると。

今回の形は、その国際級で配当されたはずの教員をT Tのように他の用途で使いたがために、余分にとったというのが現状です。

その制度設計で非常に、その5人ってものの確定に、今回親の承諾取ってないっていうお話をしたんですけれども、親からの申込書も無い、単に国籍がそこであれば学校長が勝手に振り分けして請求できるというシステム。

ですので、これも県にお話ししたんですけれども、最低でも親の承諾書、それから、その子がそういう国際級いわゆる日本語教育ですね、受けた方がいいというような第三者からの話を取ったほうがいいのではないかと話をしています。以上です。

2 監査対象事項の特定

請求人は、本件監査請求において、以下のとおり主張していると認められる。

座間市立相模野小学校（以下「相模野小学校」という。）長は、神奈川県教育委員会が規定する国際学級設置基準に違反して、在籍児童数を過剰に申請しているため、同校における令和6年度の国際学級の設置は違法又は不当なものであった。

そのため、同校に配置された国際学級の指導を担当するための、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）に対する給与等の支払は違法又は不当な支出である。

また、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所（以下「県央教育事務所」という。）長は、上記の行為について適切な対処を行わず、違法又は不当な支出を看過していた。

こうした請求人の主張を踏まえ、監査の実施に当たっては、相模野小学校に国際学級を指導するための県費負担教職員が配置されたことにより発生した給与等の支払が、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するか否かを監査対象事項とした。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、県費負担教職員に係る事務を所管する神奈川県教育委員会教育局行政部教職員人事課（以下「教職員人事課」という。）及び市町村への連絡及び指導・助言を所管し、座間市を所轄区域の対象としている県央教育事務所を選定した。そして、令和7年5月8日13時25分から県庁新庁舎3階第2監査室において教職員人事課の職員調査を実施し、県費負担教職員の配置や国際学級に係ることについて聴取を行うとともに、同日14時40分から同室において県央教育事務所の職員調査を実施し、実態調査に係ること等について聴取を行った。

なお、職員調査後も必要に応じて電話等で追加聴取を行った。

教職員人事課及び県央教育事務所の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 教職員人事課

ア 県費負担教職員とは何か。

- ・ 学校の設置者は、その学校の経費を負担するのが原則（学校教育法（昭和22年法律第26号）第5条）であるため、公立学校の教職員の給与は当該学校を設置する地方公共団体が負担するのが原則だが、市（法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の教職員の給与等については、例外的に都道府県が負担することとされている（市町村立学校職員給与負担法第1条）。
- ・ 県費負担教職員の任命権は、都道府県教育委員会に属する（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第37条）。また、県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、都道府県の条例で定めることとされている（地教行法第42条）。
- ・ このような制度は、都道府県内の人事交流の円滑化を図るとともに、地方財政の大きな負担となる教職員の給与費を財政的に安定している都道府県の負担とすることで、義務教育水準の維持向上に資するためであるとされている。

イ 請求書にある「国際学級」とは何か。また、その設置の根拠や基準等とは何か。

- ・ 「国際教室」が正しい名称である。
- ・ 通常学級や特別支援学級のように学級があるのではなく、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第56条の2の「小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導」や、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下「義務標準法」という。）第7条第1項第6号の日本語に通じないことによる学習上又は生活上の困難を克服するために、日本語を理解し、使用する能力に応じて行われる特別の指導（以下「日本語指導」という。）を行う必要がある児童に対する特別の教育課程を指している。
- ・ 国際教室の基準、運用に当たっては、都道府県の裁量が広く認められており、

教職員定数の配当においては、県の方が国の基準より上回っている部分がある。

① 国の算定基準

日本語指導が行われている児童数：18人に1人（県域全体の児童数の合計で算定）（義務標準法第7条第1項第6号）

② 県の教職員定数配当方針

通常学級に在籍しており、日本語指導が必要な外国籍児童が5人以上在籍する学校に1人、20人以上在籍する学校に2人配当。（令和6年度 教職員定数配当方針（小中学校）2（8）国際教室担当教員）

※ 国からの配当は総額裁量制であるため、国の算定基準による教職員定数に加えて、全体の配当残から充当し、県の基準による配当を実施している。

【補足】総額裁量制について

国が定めた基準に従い算定された教職員給与費の総額の範囲内で、各都道府県・指定都市が、地域や学校の実情を踏まえた特色ある教育が展開できるよう給与額や教職員配置について基本的に自由に決定することができる制度。国は、その総額費用の1／3を負担する。

教職員定数は、学校数や学級数等に応じて配置する「基礎定数」と、学校が個々に抱える課題解決のため、文部科学省が毎年度の予算の範囲内で特例的に措置する「加配定数」がある。

県では、義務標準法の規定を準用して、基準（教職員定数配当方針）を定め、配当している。

ウ 「国際学級」を設置する場合の手続はどのようになっているか。また、関係機関（座間市教育委員会（教育指導課、就学支援課、小学校等）、県教育委員会（教職員人事課、県央教育事務所等））の役割分担はどのようになっているか。また、その手続の根拠は何か。

・ 小学校の役割

児童に対する日本語指導の必要性を判断し、児童の人数を座間市教育委員会就学支援課に対して報告する。

また、「特別の教育課程」による指導計画を作成し、座間市教育委員会教育指導課に対して届出を行う。

・ 座間市教育委員会就学支援課の役割

管内の学校の児童・生徒数を集計し、県央教育事務所を通じて教職員人事課に報告する。

・ 教職員人事課の役割

県域全体の報告数字を集計し、必要な教職員定数を算定する。最終的に、各市町村教育委員会に教職員定数を配当する。

・ 座間市教育委員会教育指導課の役割

国際教室に対する指導助言を行う。

- ・ 手続の流れ

- ① 仮配当の手続：前年度の 1 月

- 翌年度の 4 月 1 日時点の児童数、学級数の「見込数」を学校ごとに推計し、市町村教育委員会経由神奈川県教育委員会教育局の 4 教育事務所（以下「各教育事務所」という。）を通じて教職員人事課に報告する。

- 教職員人事課は、指定都市を除く県域全体の報告数字を集計し、必要な教職員定数を算定する。最終的に、各市町村教育委員会に教職員定数を仮配当する。

- ② 本配当の手続：当該年度の 4 月

- 当該年度の 4 月 1 日時点の児童数、学級数の「確定数」を学校ごとに集計し、市町村教育委員会経由各教育事務所を通じて教職員人事課に報告する。

- 教職員人事課は、県域全体の報告数字を集計し、必要な教職員定数を算定する。最終的に、各市町村教育委員会に教職員定数を本配当する。

エ 本件について、「国際学級」が設置されたことにより、令和 6 年度に生じた給与等の支出額はいくらか。

- ・ 常勤職員分及び会計年度任用職員分の合計：4,596,177円

オ 国際学級担当教員（県費負担教職員）への給与等の支払者、支払手続の根拠は何か。

- ・ 給与等の支払者：神奈川県。市町村教育委員会は経由せず、職員の口座に直接支払う。
- ・ 支払手続の根拠：市町村立学校職員給与負担法第 1 条、学校職員の給与等に関する条例第 1 条、第 1 条の 2、第 22 条の 2

カ 「国際学級」の設置に当たり、提出される書類を具体的にどのように審査（判断基準、根拠等）しているのか。また、本件について、提出された書類はどのようなものか。

各教育事務所から提出された資料である「小学校 日本語指導が必要な児童在籍数」にて、教職員定数配当方針の基準を満たしているかの確認をした上で教職員定数を算定し、配当している。

キ 請求書には、「この児童の保護者は～国際学級入級は拒否していた」とあるが、「国際学級」設置の申請に当たって、外国籍児童のカウントはどのように行っているのか。また、保護者の同意は要件なのか。

- ・ 各教育事務所から提出された資料である「小学校 日本語指導が必要な児童在籍数」のうち「客観的な指標※に基づき入級の判断がなされ、特別の教育課程を組み、実施計画・個別の指導計画により教育を受けている者」の人数をカウントしている。（※ 座間市教育委員会においては、「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント」を使用。）

- ・ 国も県も保護者の同意は要件としていない。

(2) 県央教育事務所

ア 請求書には、実態調査が適正に行われているかどうかについて記載されているが、実態調査とはどのようなものか。また、相模野小学校の実態調査の結果はどのようなものか。

実態調査とは、学校運営の適正化を図るため、公立義務教育諸学校における児童・生徒数及び学級編制並びに教職員の配置について調査、確認することを目的とするものである。

例年、管内の11校を抽出し実施しているが、令和6年度、相模野小学校は対象校ではないため、調査は行っていない。したがって、調査結果はない。

請求者には、全校の教員配置状況を市町村教育委員会を通じて確認しているのは、仮配当や本配当ヒアリング時である旨を説明した。

イ 国際学級担当教員（県費負担教職員）の勤務実態はどのように確認されているか。また、相模野小学校に配置された国際学級担当教員はどのような状況であったか。

県費負担教職員の服務監督については、地教行法第43条により、市町村教育委員会が行うこととされており、学校で出勤簿により勤務状況が確認されている。

常勤職員については、給与等の支払に影響を及ぼす欠勤や休暇等の事象が発生すれば、必ず出勤簿に明記し、給与減額報告書により月毎に県央教育事務所に報告される。

会計年度任用職員（月額）については、毎月、出勤や休暇等の勤務状況が出勤簿により県央教育事務所に報告され、任用開始時に提出される非常勤講師勤務割振表と突合して確認している。

相模野小学校に配置された国際教室担当教員は、常勤職員及び会計年度任用職員（月額）ともに、当初の計画のとおり勤務を行っていることを確認している。

第5 監査の結果

1 認定した事実

職員調査による教職員人事課及び県央教育事務所からの説明、提出書類等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

(1) 県費負担教職員について

「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 教職員人事課－ア 県費負担教職員とは何か。」のとおり、学校の設置者は、その学校の経費を負担するのが原則（学校教育法第5条）であるため、公立学校の教職員の給与は当該学校を設置する地方公共団体が負担するのが原則だが、市（指定都市を除き、特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の教職員の給与等については、例外的に都道府県が負担することとされている（市町村立学校職員給与負担法第1条）。県費負担教職員の任命権は、都道府県教育委員会に属す

る（地教行法第37条）。また、県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、都道府県の条例で定めることとされている（地教行法第42条）。

(2) 国際教室について

「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 教職員人事課－イ 請求書にある「国際学級」とは何か。また、その設置の根拠や基準等は何か。」のとおり、国際教室とは、通常学級や特別支援学級のように学級があるのではなく、学校教育法施行規則第56条の2等に規定する日本語指導を行う必要がある児童に対する特別の教育課程を指している。

また、学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（平成26年1月14日付け文部科学省初等中等教育局長通知）によると、日本語指導に係る授業時数は年間10単位時間から280単位時間までを標準とすることとされている。

さらに、同通知において、日本語指導の対象とすることが適当な児童の判断は学校長の責任の下で行うこととし、その際、主たる指導者を始めとする複数人により、児童の実態を多面的な観点から把握・測定した結果を参考とすることが望ましいこととされている。

(3) 総額裁量制について

「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 教職員人事課－イ 請求書にある「国際学級」とは何か。また、その設置の根拠や基準等は何か。」のとおり、総額裁量制により、都道府県は、国が定めた基準に従い算定された教職員給与費の総額の範囲内で、地域や学校の実情を踏まえた特色ある教育が展開できるよう給与額や教職員配置について基本的に自由に決定することができる。

(4) 日本語指導に係る教職員の配置について

「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 教職員人事課－イ 請求書にある「国際学級」とは何か。また、その設置の根拠や基準等は何か。」のとおり、国の算定基準は、日本語指導を必要とする児童18人に1人となっているが、県は、総額裁量制により、教職員定数配当方針において、日本語指導が必要な外国籍児童が5人以上在籍する学校に1人、20人以上在籍する学校に2人としている。

(5) 県費負担教職員定数の配当手続について

「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 教職員人事課－ウ 「国際学級」を設置する場合の手続はどのようになっているか。また、関係機関（座間市教育委員会（教育指導課、就学支援課、小学校等）、県教育委員会（教職員人事課、県央教育事務所等））の役割分担はどのようになっているか。また、その手続の根拠は何か。」のとおり、小学校における教職員の配置は、県教育委員会から各市町村教育委員会に対する教職員定数の仮配当及び本配当の手続を経て決定される。教職員定数は当該年度の4月1日時点の児童数、学級数により算定されるものであり、仮配当は

前年度の1月に、見込数により算定され、本配当は当該年度の4月に、確定数により算定される。それぞれの配当においては教職員人事課から各教育事務所に対して、教職員定数に関する資料の作成依頼（以下「教職員定数資料作成依頼」という。）をしており、これに基づいて、各学校が集計した児童数、学級数が、各市町村教育委員会から各教育事務所を通じて教職員人事課に報告される。教職員人事課は報告された数字を集計し、必要な教職員定数を算定し、各市町村教育委員会に教職員定数を仮配当や本配当する。

国際教室担当教員の配当の判断については、教職員定数資料作成依頼において、「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 教職員人事課－カ 「国際学級」の設置に当たり、提出される書類を具体的にどのように審査（判断基準、根拠等）しているのか。また、本件について、提出された書類はどのようなものか。」及び「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 教職員人事課－キ 請求書には、「この児童の保護者は～国際学級入級は拒否していた」とあるが、「国際学級」設置の申請に当たって、外国籍児童のカウントはどのように行っているのか。また、保護者の同意は要件なのか。」のとおり、客観的な指標に基づき入級の判断がなされ、特別の教育課程を組み、実施計画・個別の指導計画により教育を受けている者の人数を報告させており、その入級の判断の際に保護者の同意は要件としていない。

令和6年度の本配当に係る教職員定数資料作成依頼に対して、相模野小学校長は教職員人事課提出資料の「令和6年度 小学校 日本語指導が必要な児童在籍数（座間市教育委員会・県央教育事務所）」（以下「座間市国際教室報告資料」という。）のとおり、5人の外国籍児童について日本語指導が必要であると判断し、その旨を座間市教育委員会に報告し、座間市教育委員会から県央教育事務所を通じて教職員人事課に報告された。教職員人事課においては、座間市国際教室報告資料を確認し、教職員定数配当方針の基準を満たしていることから、相模野小学校の教職員定数に国際教室担当教員1人を含めて本配当することとした。

(6) 国際教室担当教員の配置により生じた給与等について

「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 教職員人事課－エ 本件について、「国際学級」が設置されたことにより、令和6年度に生じた給与等の支出額はいくらか。」のとおり、令和6年度の相模野小学校の国際教室担当教員に生じた給与等は、次のとおりである。

- ・ 常勤職員分及び会計年度任用職員分の合計：4,596,177円

また、「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 教職員人事課－オ 国際学級担当教員（県費負担教職員）への給与等の支払者、支払手続の根拠は何か。」のとおり、学校職員の給与等に関する条例第1条、第1条の2、第22条の2により、県費負担教職員の給与等は神奈川県が職員の口座に直接支払っている。

(7) 国際教室担当教員の勤務実態について

県央教育事務所提出資料の「国際教室時間割表」及び「非常勤講師週担当時間割表」のとおり、相模野小学校において、日本語指導に係る1週当たりの授業時数は、常勤職員が担当していた期間においては22単位時間、会計年度任用職員が担当していた期間においては19単位時間となっている。

「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(2) 県央教育事務所－イ 国際学級担当教員（県費負担教職員）の勤務実態はどのように確認されているか。また、相模野小学校に配置された国際学級担当教員はどのような状況であったか。」のとおり、県費負担教職員の服務監督については、地教行法第43条により、市町村教育委員会が行うこととされており、学校で出勤簿により勤務状況が確認されている。

常勤職員については、給与等の支払に影響を及ぼす欠勤や休暇等の事象が発生すれば、必ず出勤簿に明記し、給与減額報告書により月毎に県央教育事務所に報告される。

会計年度任用職員（月額）については、毎月、出勤や休暇等の勤務状況が出勤簿により県央教育事務所に報告され、任用開始時に提出される非常勤講師勤務割振表と突合して確認している。

相模野小学校に配置された国際教室担当教員は、常勤職員及び会計年度任用職員（月額）ともに、当初の計画のとおり勤務を行っていることを確認している。

2 判断の理由

本件監査請求に関し、「1 認定した事実」を踏まえ、相模野小学校に国際教室担当教員が配置されたことにより発生した給与等の支払が、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するか否かについて、以下のとおり判断した。

本件監査請求において、請求人は、相模野小学校長は、神奈川県教育委員会が規定する国際学級設置基準に違反して、在籍児童数を過剰に申請しているため、同校における令和6年度の国際学級の設置は違法又は不当なものであり、そのため、同校に配置された国際学級担当教員に支払われた給与等は違法又は不当な支出であり、また、県央教育事務所長は、上記の行為について適切な対処を行わず、違法又は不当な支出を看過していた、と主張している。

(1) 国際教室担当教員の配当手続について

「1 認定した事実－(5) 県費負担教職員定数の配当手続について」のとおり、小学校における教職員の配置は、県教育委員会から各市町村教育委員会に対する教職員定数の仮配当及び本配当の手続を経て決定される。教職員定数は当該年度の4月1日時点の児童数、学級数により算定されるものであり、仮配当は前年度の1月に、見込数により算定され、本配当は当該年度の4月に、確定数により算定される。それぞれの配当においては教職員人事課から各教育事務所に対して、教職員定数資料作成依頼をしており、これに基づいて、各学校が集計した児童数、学級数が、各市町村教

育委員会から各教育事務所を通じて教職員人事課に報告される。教職員人事課は報告された数字を集計し、必要な教職員定数を算定し、各市町村教育委員会に教職員定数を仮配当や本配当する。

国際教室担当教員の配当の判断については、教職員定数資料作成依頼において、客観的な指標に基づき入級の判断がなされ、特別の教育課程を組み、実施計画・個別の指導計画により教育を受けている者の人数を報告させており、その入級の判断の際に保護者の同意は要件としていない。

令和6年度の本配当に係る教職員定数資料作成依頼に対して、相模野小学校長は5人の外国籍児童について日本語指導が必要であると判断し、その旨を座間市教育委員会に報告し、座間市教育委員会から県央教育事務所を通じて教職員人事課に座間市国際教室報告資料により報告された。教職員人事課においては、座間市国際教室報告資料を確認し、教職員定数配当方針の基準を満たしていることから、相模野小学校の教職員定数に国際教室担当教員1人を含めて本配当することとした。

請求人は、相模野小学校長が入級の判断をする際に、児童のうち1名の保護者から、国際教室への入級に関する同意を得ていなかったことをもって、日本語指導が必要な外国籍児童数が過剰に数えられているとし、相模野小学校長の報告やそれに伴う国際教室担当教員の配当について違法又は不当であると主張している。

しかし、「1 認定した事実－(2) 国際教室について」のとおり、日本語指導の対象とすることが適当な児童の判断は学校長の責任の下で行うこととされており、県教育委員会としても、前述したとおり、国際教室への入級判断の際に保護者の同意は要件としていないことから、相模野小学校長の報告が違法又は不当であったとは言えない。

また、教職員人事課が教職員定数の配当を判断する際には、座間市国際教室報告資料の内容から、教職員定数配当方針の基準を満たしているかの確認を行っているが、日本語指導の対象とすることが適当な児童の判断は学校長の責任の下で行うことから、配当の手續が違法又は不当であったとは言えない。

したがって、相模野小学校に国際教室担当教員が配当されたことが違法又は不当であったとは認められない。

(2) 国際教室担当教員に対する給与等の支払について

「1 認定した事実－(6) 国際教室担当教員の配置により生じた給与等について」のとおり、令和6年度の相模野小学校の国際教室担当教員に生じた給与等は、次のとおりである。

- ・ 常勤職員分及び会計年度任用職員分の合計：4,596,177円

これは「(1) 国際教室担当教員の配当手續について」のとおり、教職員定数配当方針の基準を満たして配置され、「1 認定した事実－(7) 国際教室担当教員の勤務実態について」のとおり、勤務実態も確認された国際教室担当教員に対して支払われた

ものであり、違法又は不当な公金の支出とは認められない。

なお、「1 認定した事実－(2) 国際教室について」のとおり、文部科学省は日本語指導に係る授業時数は年間10単位時間から280単位時間までを標準とすることとしており、県教育委員会は、これに準じている。

「1 認定した事実－(7) 国際教室担当教員の勤務実態について」のとおり、相模野小学校における日本語指導に係る1週当たりの授業時数は、常勤職員が担当していた期間においては22単位時間、会計年度任用職員が担当していた期間においては19単位時間となっており、文部科学省が標準としている単位時間数と比較して不適切な運用があったとは言えない。

3 結論

以上のことから、相模野小学校に配置された国際教室担当教員に対する給与等の支払は、違法又は不当な公金の支出とは認められないことから、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる行為には該当せず、本件監査請求には理由がない。